

第6回教育委員会会議

令和6年3月28日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第49号

東住吉区の学校選択制における制度内容の改正について

東住吉区の学校選択制における制度内容の改正について

1 改正する制度

[現行（平成 27 年 4 月～）]

きょうだい関係について、小学校、中学校ともに優先扱いはしない。

「選択した通学区域以外の学校に兄や姉が在学する弟や妹が、兄姉が在学する学校を希望する場合でも、優先扱いしません。※新 1 年生同士のきょうだい（双子等）に関しては、希望調査での申請により、抽選時に 1 組として扱うことができます。」

[改正（令和 6 年 4 月～）]

きょうだい関係について、小学校のみ優先扱いをする。

（※ 中学校においてはきょうだい関係の優先扱いはしない。）

「兄や姉が在学する通学区域以外の小学校を弟や妹が希望する場合、優先扱いしません。※新 1 年生同士のきょうだい（双子等）に関しては、希望調査での申請により、抽選時に 1 組として扱うことができます。」

2 改正する時期

令和 6 年 4 月

令和 7 年度入学より適用

3 改正理由

(1) 要旨

東住吉区の学校選択制においては、小・中学校とも区内の全ての市立学校を選択できる自由選択制としており、優先扱いについては、通学距離・きょうだい・進学中学校のいずれについても採用していない。

しかしながら、きょうだい異なる学校になるよりも同じ学校の方が保護者にとって負担の軽減が図ることができるとともに、子ども自身にとっても兄や姉が同じ学校にいる方が特に新小学 1 年生の弟や妹にとってはより早くスムーズに小学校の環境に慣れることができるなどの利点が期待される。

また、令和 3 年度に当区で実施した学校選択制に関する保護者アンケート結果からも小学生の保護者の方が中学生の保護者よりも学校選択の際にきょうだい関係を重要視していることが推察された。

これらのことより、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、子どもにとってもより良い教育環境の整備を進めるため、小学校の学校選択制において、きょうだい関係の優先扱いを導入する。

(2) きょうだい優先を小学校のみ導入する理由

学校選択制については、平成 26 年度入学から一部の区において制度を開始し、順次拡大後、平成 31 年度入学から全区において実施している。制度利用により通学区域外の学校に就学した児童生徒については年々増加傾向にある。令和 5 年 3 月には令和 2、3 年度に各区が行った学校選択制の現状に関する調査・分析結果をもとに教育委員会による「学校選択制にかかる検証報告書」が作成されており、同報告書によると「学校選択制は多くの保護者から良い制度であると評価されていることから、今後とも制度実施は必要と考えているが、各区の実情により設定されている優先の整理や類型について、今後更に良い制度としていくために、時代の変化に伴った検討も必要」とされている。

東住吉区では平成 27 年度入学から学校選択制を導入しており、制度を利用して通学区域外の学校を選択した児童生徒は、令和 3 年度には小学校で 8.8%、中学校で 3.8% となり、それぞれ制度導入時から概ね 4 倍程度に増加している。制度内容としては、小学校、中学校ともに自由選択制とし、選択における優先扱いについては、より公平な選択を確保することを意図してきょうだい関係、自宅からの距離、進学中学校のいずれについても設けてはいない。

しかしながら、きょうだいが別々の学校に就学すると学校行事を始め多くのことが二重の負担となる。また、子どもの教育環境という面でも特に新小学 1 年生となる弟や妹の場合は兄や姉が同じ学校に在学していれば、緊張することも少なく世話や助けを得るなどしてより早く円滑に新しい小学校の環境に慣れていくことが期待される。

令和 3 年度の当区の学校選択制の現状に関するアンケートによると、新小学 1 年生の保護者では、「兄・姉が通学しているから」との回答が、学校が近いことや通学路の安全が確保されていることなどに次いで上位となっていること、また、「校区外の学校を希望したかったが、やむを得ず校区の学校を選択した」と答えた人に対してその理由を更に聞いたところ「兄・姉が既に校区の学校に在学しているから」という回答が、通学の安全確保が難しいからという理由とともに 24% で最も多い理由となっており、保護者においてもきょうだいと同じ学校に在学する方がより望ましいと考えていることが示唆されている。

また、市民の要望や提案に対して区役所等が回答をする「市民の声」においても、学校選択制にきょうだい関係などの優先制度を求める要望が、令和 4 年度に当区に寄せられている。

以上のことより、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、子どもにとってもより良い教育環境を整備するため、小学校の学校選択制においてきょうだい関係の優先扱いを導入する。

なお、中学生については、心身の成長に伴う自己判断力の向上にからより主体的に多様な要素を考慮して判断できるようになると考えられること、アンケート結果においても、同様の質問に「友達と同じ学校に行くことから」とする回答が「兄・姉が通学しているから」とする回答を 3 倍ほど上回ったこと、また、当区においては特定の中学校に通学区域外からの希望者が集中し抽選または補欠順位の抽選となることが続いており、このような状況できょうだい関係の優先扱いを設けるとその少数の受入人数枠がきょうだい関係者の優先者のみで埋まってしまい一人っ子は選択制の制度から実質的に排除されてしまうような現象が生じることなどから、学校選択制におけるきょうだい関係の優先扱いに対するニーズや必要性は小学生の場合よりも相対的に低く、かつ課題も想定されることから引き続き従前どおり優先扱いをしないこととする。

4 改正に関する経過等

- | | |
|------------|-----------------------|
| ・区P T A定例会 | 令和5年10月18日、令和6年2月28日 |
| ・区教育行政連絡会 | 令和5年6月8・12日、令和6年2月13日 |
| ・区政会議 | 令和5年12月20日、令和6年3月13日 |

(主な意見)

- ・各校P T Aに聞いたところ、距離、進学中学校にかかる優先扱いについては不要との意見もあったが、きょうだい関係の優先扱いについては、必要との意見が少なからずあり、今回の改正案の説明においては特に意見はなかった。(区P T A)
- ・他の条件と比較すると、きょうだい関係の優先扱いについては、保護者の負担軽減、児童の教育環境の整備などの面から一定理解できる。(学校)
- ・きょうだい優先については理解するが、いろいろな意見があるのでよく検討してもらいたい。(区政会議)

東住吉区の学校選択制

導入する時期及び類型

- ・平成 27 年度入学から区内の市立小学校・中学校において自由選択制（注）で実施している。

・ただし、令和 6 年 4 月より小学校においてのみきょうだい関係の優先扱いを導入する。

（令和 7 年度入学から適用）

（注）自由選択制とは、区内のすべての市立小中学校について選択を認める制度

選択の機会・対象者

- ・選択できる機会は、小中学校に入学する際の 1 回のみ
- ・選択できる対象者は、翌年度、小中学校に入学予定の区内在住者
- ・入学後、進級等で、学校を選択することはできない。特別な事情（指定校変更）が認められる場合は、他の学校に転校することが可能
- ・転入者は、受け入れに余裕のある学校から選択できる。ただし、A. 通学区域内の児童生徒だけで教室が不足になる可能性があり受け入れができない学校、B. 希望調査の結果、抽選を実施した学校・学年は除く。なお、学校選択希望調査票の提出期限後の転入者についても、上記転入者と同じ取り扱いとする。

選択できる範囲と優先扱い

- ・東住吉区内の市立小中学校の中からの選択とする。（区外の学校は選択できない）
- ・通学区域は残し、通学区域内に居住する児童生徒は、必ず通学区域の学校に就学できるものとする。

~~・公平な選択を確保するため、選択に際して次の優先は設けない。~~

- ・小学校においてきょうだい関係の優先扱いのみ設ける。

・きょうだい関係

~~・選択した通学区域以外の学校に見や姉が在学する弟や妹が、見姉が在学する学校を希望する場合でも、優先扱いしない。※新 1 年生同士のきょうだい（双子等）に関しては、希望調査での申請により、抽選時に 1 組として扱うことができる。~~

・小学校のみ学校選択により入学した兄や姉が在学する通学区域以外の学校を、弟や妹が希望する場合、優先扱いする。

・中学校においては、学校選択により入学した兄や姉が在学する通学区域以外の学校を、弟や妹が希望する場合でも優先扱いはしない。

※新 1 年生同士のきょうだい（双子等）に関しては、希望調査での申請により、抽選時に 1 組として扱うことができる。

- ・ **進学中学校**

- ・ 小学校への入学時に、進学中学校の異なる通学区域以外の小学校を選択した場合、中学校進学時に在学していた小学校の進学中学校を希望しても優先扱いしない。
(小中一貫校を除く)

- ・ **自宅からの距離**

- ・ 自宅からの距離の違いによる優先扱いはしない。

各学校の受け入れ

- ・ 学校施設（教室数）の収容面から通学区域外からの受け入れが可能な学校を対象に実施する。・ 学校選択による児童生徒数の増加を理由とした増築等の対応は、原則として行わない。
- ・ 通学区域に居住する児童生徒だけで教室不足となる可能性が高い学校については、受け入れ制限を行う。収容対策上、通学区域外から受け入れできない学校については、毎年度秋ごろに、各学校の受け入れ人数、学級数と合わせて公表する。
- ・ 実際の受け入れ人数は、年度途中の転入者等で学校数が増えないように年度途中の転入者や指定校変更の人数を受け入れることを考慮して、毎年秋頃に、各学校の受け入れ人数と学級数を算定し、公表する。
- ・ 受け入れ可能な学級数は、必ず入学を保障する通学区域内の就学予定の児童生徒の学級数に1学級分の増加を上限とする。

学校選択の希望調査

- ・ 毎年秋頃、翌年度入学予定者全員に「学校案内」、学校選択制希望調査票（1次希望調査）を送付する。
- ・ 学校選択制希望調査票は、定められた期間内に提出を受ける。
- ・ 複数校希望の場合は、第2希望まで選択できる。
- ・ 1次調査の結果は、区ホームページ等で公表する。
- ・ 1次調査票提出以降に、一定の期間を指定して希望変更期間を設け、変更を受付ける。
- ・ 変更申請を加えた最終希望調査結果を再度、区ホームページ等で公表する。

通学

- ・ 小中学校とも原則と徒歩で、自転車の利用は禁止する。例外的に公共交通機関の利用を認める場合はあるが、費用は保護者負担とする。